

## 第221回埼玉県都市計画審議会

平成25年2月18日午後2時25分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻前ではございますが、委員の皆様がおそろいになりましたので、ただいまより第221回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。現在20名の御出席をいただいておりますので、2分の1以上の定足数に達しております。本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

ここで本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りした資料が配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表と議案書。それから、資料1、資料2。そして、参考資料の1-1、1-2、参考資料の2-1、2-2。以上でございます。加えて本日机の上にお配りいたしましたのが、次第と座席表でございます。皆様おそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 それでは、本議会は公開が原則のため今お配りした資料、参考資料ですけれども、個人情報に関する部分については黒く塗らせていただいておりますので御了承いただきたいと思っております。

それでは、これより審議会条例第5条第1項の規定により、谷口会長に議長として進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（谷口） どうも皆さん早い時間からお集まりいただきましてありがとうございます。皆様の御協力をいただきながら審議を慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、最初に会議録の署名委員を決める必要がございますけれども、本審議会の運営規則第5条第2項の規定により、私から指名させていただきたいと存じます。お二人なのですが、まず、後藤委員さん、それから加藤委員さん、お二人をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取り扱い要綱に基づきまして、先ほどもお話がございましたように原則公開となっております。私といたしましては本日は非公開にすべきと思う案件はございませんが、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、本日の審議会はすべて公開で進めさせていただきたいと存じます。

傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 本日はおりません。

○議長（谷口） わかりました。

それでは、ただいまより第221回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第4974号「幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」など、都市計画法にかかわる計6議案の御審議をお願いするものでございます。

なお、説明者にあらかじめ申し上げておきますけれども、説明は着席したままで結構ですので、よろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、議第4974号「幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、それから議第4975号「幸手都市計画区域区分の変更について」ですね、この2議案につきましては、それぞれ関連する議案でございますので一括して議題に供します。

それでは、幹事の方に議案説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の戸井原でございます。よろしくお願い申し上げます。

議第4974号「幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と議第4975号「幸手都市計画区域区分の変更について」、一括して説明をさせていただきます。それでは、着席して説明させていただきます。

議案書の内容を前方のスクリーンに映しますのでスクリーンを御覧ください。議案書では5ページから75ページでございます。この2つの議案は、幸手都市計画区域に関する議案でございます。幸手都市計画区域は、県の北東部に位置する幸手市、杉戸町、宮代町、久喜市の一部及び加須市の一部の3市2町で構成しており、都心からおおむね40kmに位置しております。本区域は一般国道4号、一般国道4号バイパス、一般国道125号が通るとともに、首都圏中央連絡自動車道が整備中でございまして、（仮称）幸手インターチェンジも建設中であるなど、交通の利便性が高く、産業の立地に適した区域でございます。なお、このインターチェンジは建設中であるため、正式名称は定まっておりますので、仮称ではございますが、以降の説明におきましては仮称の表現を省略させていただきます。

まず、議第4974号「幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございしますが、幸手市の幸手インターチェンジ東側地区は、首都圏中央連絡自動車道の幸手インターチェンジに隣接し産業集積の優位性が高いことから、県では田園都市産業ゾーン基本方針に基づき産業基盤づくりを推進する地区として支援をいたしております。このたび本地区の都市基盤の整備環境が整ったことから、地域ごとの市街地像に幸手インターチェンジ東側地区を新たに周辺環境と調和した新たな工業地の形成を図ると位置づけることといたしました。また、これにあわせて表記等の変更や人口、道路密度、下水道普及率、緑化率などの実績値を平成12年時点のものから最新の都市計画に関する基礎調査の結果でございます平成17年時点のものに変更いたしますとともに、

将来の人口予測値を平成22年の予測値から平成27年の予測値に変更するものでございます。

次に、議第4975号「幸手都市計画区域区分の変更について」でございます。今回工業地として新たに市街化区域とする幸手インターチェンジ東側地区は、東武日光線幸手駅から南東へ約2.5kmにあり、幸手インターチェンジの東側に隣接する面積約50haの地区でございます。この地区は地区計画により都市基盤の整備を担保するとともに、埼玉県企業局による産業団地整備により計画的な市街地整備が確実となったことから市街化区域とするものでございます。この変更により幸手都市計画区域の市街化区域は約2,410haとなります。

以上、説明いたしました、幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更及び幸手都市計画区域区分の変更につきまして、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、平成24年12月4日から2週間、案を縦覧に供しましたところ意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、幸手都市計画区域を構成する幸手市、杉戸町、宮代町、久喜市及び加須市に対して意見を照会いたしましたところ、いずれの市、町からも賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。よろしいですか。皆さん領いておられますので、特に御質問がないようでございますので、それではこれから採決に入らせていただきます。この2議案のうち議第4974号の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画の基本的な方向性を示すものでございますので、議第4975号に先立ち採決をいたします。

それでは、まず議第4974号の議案につきまして、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4975号の議案につきまして、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

それでは、続きまして、もう一つ、幸手のエリアでの都市計画道路の変更ですね。この議題がございます。議第4976号でございます。「幸手都市計画道路の変更について」を議題に供します。

それでは、幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4976号「幸手都市計画道路の変更について」説明させていただきます。

議案書は77ページから87ページでございますが、前方のスクリーンを御覧ください。本議案は、先の議案と同じ幸手都市計画区域の都市計画道路の変更に関する議案でございます。今回変更いたしますのは、幸手市内の3・3・75惣新田幸手線バイパスと宮代町と杉戸町を結ぶ3・4・54東武動物公園駅東口通り線の2つの路線でございます。惣新田幸手線バイパスは、首都圏中央連絡自動車道を起点として、県道境杉戸線と交差し一般国道4号バイパスへ至る延長約2,940m、幅員27mの道路でございます。次に、東武動物公園駅東口通り線でございますが、東武伊勢崎線東武動物公園駅の東口を起点として、一般国道4号と交差し与左エ門倉松線へ至る延長約1,320m、幅員20mの道路でございます。

まず、惣新田幸手線バイパスでございますが、先の議案で説明いたしましたとおり、首都圏中央連絡自動車道を活かして幸手インターチェンジ東側地区に工業系の土地利用が計画されております。また、近隣地域において平成15年には県道下吉羽幸手線バイパスが供用されますとともに、首都圏中央連絡自動車道周辺の道路整備が進捗しております。こうしたことにより周辺道路の交通量の変動が見込まれたため、交通量を再検証した結果、本路線の起点に接続する県道惣新田幸手線と幸手インター連絡線の交通量が減少し、2車線相当となることが判明いたしました。このため本路線と幸手インター連絡線との交差箇所について、交差方式を立体交差から平面交差に変更するとともに、この構造変更に伴って交差部の幅員を縮小し、新たに車線の数を4と定めるものでございます。

次に、東武動物公園駅東口通り線でございますが、駅の東口部分について宮代町が交通結節点としての機能向上を図るため、面積約3,700㎡の東武動物公園駅東口駅前広場を新たに定めます。それに伴い東武動物公園駅東口通り線の起点をこの駅前広場の位置に合わせるよう移動し、本路線の延長を約1,320mから約1,270mに縮小するとともに、隅切りを追加し、新たに車線の数を2と定めるものでございます。

以上、説明いたしました惣新田幸手線バイパス及び東武動物公園駅東口通り線につきまして、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、平成24年12月4日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、幸手都市計画区域を構成する幸手市、杉戸町、宮代町、久喜市及び加須市に対して意見を照会いたしましたところ、いずれの市、町からも賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。これも特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 皆さんこれも頷いておられますので、よろしい感じですね。それでは、これも採決ですね。それでは、議第4976号の議案につきまして採決を行います。原案のとおり決定するという

ことで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、あと3つ議案がございますので、引き続きまいりたいと思います。議第4977号ですね。今度は桶川でございます。「桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と議第4978号「桶川都市計画区域区分の変更について」の2議案につきまして、これもそれぞれ関連する議案でございますので一括して議題に供します。

それでは、幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4977号「桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」及び議第4978号「桶川都市計画区域区分の変更について」を一括して説明させていただきます。

議第4977号は、先ほどの幸手の議第4974号の整備、開発及び保全の方針の変更とは大きく異なりますことから、具体的内容の説明に先立ちまして、本県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に対する今後の姿勢について説明させていただきます。

御案内のとおり地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、平成24年4月から市町村への権限移譲が大幅に進みました。都市計画法におきましても、これまで首都圏における用途地域は県が定める都市計画でございましたが、市町村に移譲されました。また、道路、公園などの都市施設や土地区画整理事業などの都市計画事業のうち大規模なものは県が定める都市計画でございましたが、国や県の施設や事業に係る都市計画以外のものは市町村に移譲されました。このほかこれまで県の同意を必要としていた協議についても、市の定める都市計画については同意は要件ではなくなりました。これまでの都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、個別具体の都市計画についても子細に記述しておりましたが、市町村が自らの判断と責任において都市計画を決定できるよう制度が改正されましたことから、その趣旨を踏まえて一斉に見直すことといたしました。本県では本都市計画審議会の提言を踏まえまして、平成20年に今後20年間の埼玉県の都市計画の基本指針としてまちづくり埼玉プランを定めております。これは都心から同心円上に地域特性が変化する本県の特徴を踏まえまして、都心からおおむね30km以内の県南ゾーン、30kmから60kmの圏央道ゾーン、60km以北の県北ゾーンの3つのゾーンに分けて地域特性に応じた土地利用の方向性を示したものでございます。そこで本県では都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の一斉見直しに当たりまして、まちづくり埼玉プランで示す本県の将来都市像や都市計画の基本方向、ゾーン別の土地利用の方向性を踏まえるとともに、人口減少、超高齢社会や都市防災、地球環境問題など、昨今の社会情勢の変化への対応も考慮した上で、都市計画区域内の市町村の総合振興計画などを尊重して見直す方針といたしました。市町村は都市

計画区域の整備、開発及び保全の方針及び総合振興計画などのような議会の議決を経た基本構想に即して市町村の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる市町村マスタープランを定め、個々の都市計画はこれらに即して定めなければなりません。したがって、この一斉見直しによって県と市町村の都市計画の一貫性が保たれた上で、地域の実情に応じて市町村は自らの判断と責任において都市計画を決定していける仕組みが完成いたします。

なお、先の幸手都市計画の議第4974号の議案は、この見直し方針が確定する以前に都市計画の手続に着手しておりましたことから、従来の方針の形式のまま諮問をさせていただきました。また、この桶川の議案が一斉見直しの第1号であり、今後関係機関との調整が整ったものから順次変更していく予定であることを申し添えます。

それでは、議案の具体的内容について説明させていただきます。議案書は89ページから147ページでございます。この議案は、桶川都市計画区域に関する議案でございます。桶川都市計画区域は、県のほぼ中央部に位置する桶川市1市で構成しており、都心からおおむね40kmに位置しております。まず、議第4977号「桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございます。方針につきましては、新たに都市計画の目標、それから区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、そして主要な都市計画の決定の方針の3項目で構成することといたしました。

まず、第1の都市計画の目標は、都市計画区域の範囲や規模、目標年次などを示す1の基本的事項とまちづくり埼玉プランに沿って示す2の埼玉県都市計画の目標を追加いたしました。3の当該都市計画区域の都市計画の目標では、区域の特性と都市づくりの基本理念を明確に整理し、都市づくりの基本理念は、まちづくり埼玉プランの圏央道ゾーンの土地利用の方向性と桶川市第五次総合振興計画に沿って示しました。4の地域ごとの市街地像につきましては、市が定める市町村の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる市町村マスタープランで定めるべき子細な事項についての記述は除き、桶川第五次総合振興計画の土地利用構想の骨格をなす拠点機能の記述にとどめました。

次に、第2の区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針は、人口及び産業の規模の実績値を平成12年時点のものから最新の都市計画に関する基礎調査の結果でございます平成17年時点のものに変更するとともに、予測値を平成22年から平成27年に変更いたします。

次に、第3の主要な都市計画の決定の方針は、1の土地利用、2の都市施設、3の市街地開発事業、4の自然環境の整備又は保全について、市が定める、いわゆるマスタープランで定めるべき事項や市が定める個々の都市計画についての個別具体の記述は除き、主要な都市計画の決定の方針を示すことにとどめました。ただし、1の土地利用に関する主要な都市計画に関する決定の方針では、市街地において特に配慮すべき土地利用の方針に、現在の社会情勢を踏まえ都市防災に関する方針と地球環境への対応に関する方針を追加いたしました。

次に、議第4978号「桶川都市計画区域区分の変更について」でございますが、区域区分自体の変

更はございません。これまでは人口フレームとして基準年の人口と将来目標の人口を記載しておりましたが、今回の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の一斉見直しにおきまして、それぞれの都市計画の役割分担を明確にし、基準年の人口及び将来目標の人口は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針に定めることといたしました。そのため記述の内容の重複を避け、区域区分では住民にわかりやすいよう市街化区域と市街化調整区域の面積を表示することに改め、これに伴い表記を変更するものでございます。

以上、説明いたしました議第4977号「桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」及び議第4978号「桶川都市計画区域区分の変更について」、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、平成24年12月4日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、賛成の意見書8通、反対の意見書2通、合計10通の意見書が提出されました。区域区分については意見書はございませんでした。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に対する意見書につきましては、その要旨と県の見解を資料1として、意見書の写しを参考資料1-1として、それぞれ配付させていただいております。

それでは、意見書の要旨と見解につきまして順次説明させていただきます。なお、類似の意見につきましてはまとめさせていただきましたので御了承ください。

まず、賛成の意見でございますが、要旨は3点でございます。要旨1、圏央道などの整備効果をチャンスにまちづくりを進めることは、これからの発展に良いとの御意見でございます。見解といたしましては、圏央道を活かして産業集積を推進することにより、地域の活力を高めるまちづくりを進めることとしておりまして、変更案は意見の趣旨と合致しております。

次に、要旨2、豊かで快適な住環境の形成、自然環境の保全は良いことであるとの意見でございます。変更案は、桶川都市計画区域の特性を踏まえて目標を掲げており、意見の趣旨と合致しております。

次に、要旨3、生活拠点を坂田地区及び日出谷地区に位置づけることに賛成との御意見でございます。変更案は、桶川市第五次総合振興計画を尊重し、生活拠点を位置づけており、意見の趣旨と合致しております。

続きまして、反対の意見書について説明させていただきます。反対の意見の要旨は8点でございます。なお、要旨1、2、3については共通する見解がございますので一括して説明させていただきます。

要旨1、地区ごとの歴史、環境、調和などの記載を削除して、利便性を優先し、土地の高度利用や沿道開発を進める内容である。要旨2、緑地の確保の数値目標や愛宕中央公園などの確保目標を削除してイメージだけの表現にするなど、環境保全目標が後退した。要旨3、各拠点の何々を形成するという断定的な表現や環境調和などの記載の削除は、住民意見等に対する柔軟性を排除するものであるとの御意見でございます。見解でございますが、冒頭に説明させていただきましたとおり、

本変更は個々の都市計画について、それぞれの決定権者が自らの判断と責任において地域の実情に合わせて定められるよう変更するものです。個々の都市計画は、この方針に即して定めなければならないため、拠点などの市街地像については明確に表現する必要があります。具体の土地利用や緑地、公園の環境保全目標は、市が地域の実情や住民意見を斟酌して定めることができるよう市の定める都市計画に委ねるものであり後退させるものではありません。個々の都市計画の決定においても住民への説明や意見の反映などの諸手続が規定されているため、住民意見に対する柔軟性はむしろ向上いたしております。

次に、要旨4、都市づくりの基本理念では、緑豊かな市民文化都市を目指すことをやめたとの御意見でございます。平成13年に定められました桶川市第四次総合振興計画では、はつらつとした緑豊かな市民文化都市桶川を目指しておりましたが、平成23年に定められた第五次総合振興計画では、圏央道の整備の進捗を見据えて、さらに一步進めて、みんなでつくり育む活気あふれる交流拠点都市桶川としており、桶川市の目指す都市像に反するものではなく、むしろ尊重したものでございます。

次に、要旨5、圏央道の整備に沿って大規模開発を進める方針であり、道路整備などの影響から生活を守る計画になっていないとの御意見でございます。高齢者をはじめ誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを推進することとしており、生活の利便性や快適性を向上させる機能を適切に配置し、自然環境も保全、創造することを重要視しているため、生活を守る都市計画を定める方針としております。

次に、要旨6、まちづくり埼玉プランを基にした都市計画の目標と桶川市総合振興計画を尊重した各拠点機能の配置は整合がとられていないとの御意見でございます。まちづくり埼玉プランでは、暮らし続けるふるさと埼玉の実現を目指しています。桶川市第五次総合振興計画の土地利用の基本方針の一つである歩いて暮らせるまちづくりの一環として、市の東西に生活拠点を配置することは、これに合致するものでございます。

要旨7、新たな生活拠点の位置づけは、これまで進めてきた方針と矛盾するとの御意見でございます。桶川市では第四次総合振興計画においても、第五次総合振興計画においても、高齢社会に対応した歩いて暮らせるまちづくりを目指しており、桶川駅周辺だけでなく市の東西の地域にも生活拠点を配置することは、この方針に合致しております。また、まちづくり埼玉プランで目指す将来都市像とも整合しており、矛盾するものではありません。

要旨8、なぜ公聴会での意見を反映しなかったのか明確にしていないとの御意見でございます。口述意見の要旨及び検討結果につきましては、口述人へ送付するとともに県ホームページに掲載するなど明確にしております。以上が意見書の要旨と見解でございます。

なお、意見書のうち都市計画区域の整備、開発及び保全の方針以外の都市計画や事業に関する意見につきましては参考資料1-2を、それぞれの都市計画の決定権者や事業主体に参考としてお伝



えしますので後ほど御覧ください。これらの都市計画の変更について、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、桶川市に対して意見を照会いたしましたところ賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうも丁寧な御説明ありがとうございます。

賛成意見、反対意見いろいろ出ているようでございますが、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。資料等にも目を通していただく時間が必要かと思っておりますので、ちょっと時間をとりたいと思っております。御意見等あれば、いつでも言っていただければと思っております。

私から簡単なことで申しわけないですけれども、圏央道が桶川のほうにぐるっと回ってくるのって大体何年先ぐらいですかね、予定では。

○幹事（都市計画課長） 桶川が非常に遅れておりますが、一応平成26年を目指して頑張っているとうかがっております。

○議長（谷口） 決定権限が県から市に移るということでございますので、そういう境目の審議の内容ということですね、今日の議案はね。いかがでしょうか。

私から、またすみません。一つ確認なのですが、拠点点を新たに定められるということで、反対意見の中とかでは、やっぱりいろいろな外部不経済を多分指摘しておられると思うんですね。渋滞が新たに発生するのではないとか、そういう問題とかも含めて。歩いて暮らせる範囲で生活が便利になるということは確かにそうだと思うのですが、自由度が高まって非常によい面と、それから自由に許されるということではどんなものが来るか、県としてはうまくコントロールできない、わからなくなっちゃうという面と両方ある。外部不経済が生じるかもしれないということがあるのですが、もしも何かそういう可能性があった場合に、県として何かいろいろとられる手段というのは、今後どんなことが可能性としてあるのでしょうか。そのあたりもしあれば知識としていただければよろしいかなと思うのですが。

○幹事（都市計画課長） これは私どもも大いに懸念をいたしましたところでございまして、今回の法で一気に用途地域が市町村に権限移譲されましたけれども、市町村の職員においてはやはり経験が少ないということで、適切に運用できるかどうかということにつきましては非常に懸念をいたしました。都市計画課では埼玉県各市町村の都市計画行政に対する技術的支援要綱というのを作りまして、毎年都市計画担当課長たちを集めて適切な都市計画が運営できるように講習をいたしますとともに、市町村で何かを検討する際には、いつでも要請していただければ県からオブザーバーやアドバイザーを派遣いたしますので、適切な計画が立てられるよう誘導するという点が一つございます。

それと、もう一つが、実は法や政省令には載っておりませんが、国土交通省のほうで都市計画運用指針というものをあらわしております。それは適切な都市計画をやっていく上で非常にためになるものではございますが、位置付けが地方自治法に定めます技術的助言に近い性格を有する

ものということで決して助言扱いにはなっていないと。また、記述している内容も国はどうかすることが望ましいと考えているという考えを示しているだけにすぎません。そこで県ではこの「整備、開発及び保全の方針」の中に、その中から例えば拠点や主要用途の配置のところにつきましては、この望ましいとされている配慮事項をこの「整備、開発及び保全の方針」に定めますことで、その実効性を高めて具体的に県と市町村が調整できるような仕組みを作ったところでございます。

それと、あともう一点、市町村の定める都市計画につきましては、市の都市計画につきましては同意を要件としなくなったという状況がございます。これは逆を返せば、これまでの協議というのは県は必ず同意をすることを前提として行ってまいりましたが、どうしても調整がつかない場合には同意ではなくて条件を付したり、あるいは同意はいたしますが、配慮すべき事項を別途通知で出したりというようなことも可能と考えておまして、現に既に13件の協議のうち3件につきましては、直接は書きませんが、都市計画課長名で市町村長宛てにどうすべきことが望ましいということで通知を差し上げるというようなことで、その辺齟齬のないように仕組みを構築したところでございます。

○議長（谷口） ありがとうございます。いかがでしょうか。大体資料にももう目を通されたところかなと思うのですけれども。

後藤先生お願いします。

○後藤委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、いわゆる都市マスは桶川市は今どういう状況なんでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 桶川市のほうでは、第五次総合振興計画を策定する際に生活拠点を東西の地域に配置しておまして、市のマスタープランもそれに整合するものとなっております。

○後藤委員 総合振興計画をつくられて、それに基づいて都市マスができているということですよ、今の御回答は。それはどれぐらい前に都市マスはできているのでしょうか。

○幹事（都市計画課長） すみません。策定年度のほうは今確認しておりますので、わかり次第お答えさせていただきたいと思えます。

○後藤委員 そういう質問をさせていただいたのは、私も県内で都市マスの改定のお手伝いを今させていただいているところで、そろそろそういう時期とも重なっているのかなというふうに思っています。要は何が言いたいかという、これからボトムアップ型でいく場合に住民の意見を聴取しながら進めていくような過程が、これの前段にあったのかどうかを少し伺いたかったということと、もう一つ、今後この種のもものがたくさん出てくるのでしょうか。そのあたりの見込みということについても教えていただければと思います。

○議長（谷口） 聞きたいことを聞いていただきまして、どうもありがとうございます。

○幹事（都市計画課長） 埼玉県には現在都市計画区域が41区域ございます。そこを構成しております市町村が61市町あります。特に、拠点等の配置に関わりが大きいのが区域区分をしている市町村

ですが、区域区分をしている市町村は35区域52市町でございます。今回のようなケースの最初が桶川市となりますので、残り34都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」を順次改定していく予定でございます。

○議長（谷口） いかがでしょうか。先ほどの案件はよろしいですかね。また、年次は後で教えていただくということで。ほかにいかがでしょうか。

賛成意見、反対意見が出てくるというのは、ある意味健全かなと思うのですけれども、そういう意味で今、後藤先生がおっしゃられたようなことが、もっと自治体の中でこういう議論をやったり最初にいろんな方が意見を出される場がきちんとあるのでしょうかということですよ。それで、自治体の中できちんともまれたものが、県への同意が得られるのかどうか、という形で上がってくるというのが、形としては理想かなと思うのですけれども。そのあたり今後、ほかの案件でもこれからたくさん出てくるということですので、そのあたりの合意形成の仕組みですよ。そこもぜひ県のほうから御指導いただくような形になったらよろしいのかなと思うのですけれども。

ほかにいかがでしょうか。もしございませんようでしたら採決に入らせていただこうと思うのですがよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、これも2議案のうち議第4977号の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画の基本的な方向性を示すものでございますので、議第4978号に先立ち採決をいたします。

それでは、議第4977号の議案につきまして、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4978号の議案につきまして採決をいたします。議第4978号の議案につきまして、原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

あと一つ議題がございますので、よろしくお願ひいたします。続きまして、議第4979号でございます。「桶川都市計画道路の変更について」ということでございますので、これを議題に供します。幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4979号「桶川都市計画道路の変更について」説明させていただきます。

議案書は149ページから157ページでございますが、前方のスクリーンを御覧ください。本議案は、先の議案と同じ桶川都市計画区域の都市計画道路の変更に関する議案でございます。今回変更いた

します3・3・2 駅東口通り線は、JR高崎線桶川駅の東口を起点として県道鴻巣桶川さいたま線と交差し、一般国道17号へ至る延長約580m、幅員25mの道路でございます。この駅東口通り線は、桶川駅の利用者と桶川駅周辺の商業施設などの利用者の交通を処理する路線として、昭和29年に都市計画決定されましたが、昭和63年に桶川駅の南に北上尾駅が開業し、桶川駅を利用する交通量が軽減されております。また、桶川市では桶川駅周辺に商業、文化、公共施設などの都市機能を集積する計画から、市の東西に拠点機能を分散配置する計画に転換し、坂田地区と日出谷地区で土地区画整理事業を進めており、桶川駅周辺の商業施設などへの交通量も軽減されます。こうした変化により駅東口通り線に集中する交通量の分散が図られ、本路線が2車線相当の交通量となりますことから、幅員を25mから20mに縮小し、新たに車線の本数を2と定めるものでございます。また、桶川市が桶川駅の交通結節点としての機能向上を図るため、面積約5,600㎡の桶川駅東口駅前広場を新たに定めます。それに伴い駅東口通り線の起点をこの駅前広場の位置に合わせるように移動し、本路線の延長を約580mから約480mに縮小するものでございます。

次に、都市計画道路の名称の変更について説明いたします。都市計画道路の名称でございますが、3つの番号と路線名で定めております。番号の1番目は、自動車専用道路、幹線街路などの道路の区分、2番目は、道路の幅員の規模、3番目は、都市計画区域ごとの道路の通し番号をあらわすものでございます。駅東口通り線につきましては、幅員を20mに変更することから、2番目の番号を幅員16m以上22m未満を示す4へ変更し、路線の名称を3・4・2 駅東口通り線とするものです。

以上、説明いたしました駅東口通り線につきまして、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、平成24年12月4日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、賛成の意見書10通、反対の意見書1通、合計11通の意見書が提出されました。この意見書について、意見書の要旨及び県の見解を資料2として、意見書の写しを参考資料2-1として、それぞれ配付させていただいております。

それでは、意見書の要旨と見解につきまして順次説明させていただきます。なお、類似の意見についてはまとめさせていただきましたので御了承ください。

まず、賛成の意見でございますが、要旨は1点でございます。要旨1、桶川駅東口の駅前通りは、多くの方が利用するため、安心・安全な交通環境を確保してほしいとの御意見でございます。都市計画道路駅東口通り線の変更は、市が新たに定める桶川駅東口駅前広場と一体となり、桶川駅東口地区の安全で円滑な交通を確保するものであるため、意見の趣旨と合致しております。

続きまして、反対の意見書の要旨について説明させていただきます。反対の意見書は1通で、要旨は1点でございます。要旨1、中心市街地活性化と一体的なまちづくりの全体計画、方針が定まらないまま、駅前通りに法的な網をかけるべきではないとの御意見でございます。桶川市では平成24年に桶川駅東口周辺地区まちづくり懇話会を設置して、関係地権者などと中心市街地活性化や地区のまちづくりの検討が進められています。今回の変更はこうしたまちづくりの検討方向に即したものであり、中心市街地の活性化と一体的なまちづくりが進められるものと考えます。以上、意見

書の要旨と見解でございます。

なお、意見書のうち本都市計画道路以外の都市計画や事業に関する意見については、参考資料の2-2をそれぞれの都市計画の決定権者や事業主体に参考としてお伝えしますので、後ほど御覧ください。

この都市計画の変更について、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、桶川市に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。本案件につきましても賛否の意見が出ておりますので、それも参考にさせていただきながら、ちょっとお時間をとりたいと思います。

これ反対意見に関連してですが、反対意見は法的な網をかけることを急ぐべきではないと書かれているのですが、もともとこれ都市計画決定していたわけだから法的な網はかかっていたわけですよ。そういう意味で言うと。

○幹事（都市計画課長） そうです。

○議長（谷口） そういうことですよ。それを現状に合わせてより良いものに変えようとされているということですね。

○幹事（都市計画課長） はい。

○議長（谷口） どうぞ。

○江野委員 1点だけ教えていただきたいと思います。昭和29年に計画決定されたということなんで約58年、この間そのまま何も手をつけられず、新たにここで60年近くたって変更するという形の、この計画的な変更というその形というのを、都市計画のこの決定から年数がたった、この間の検証がどういう形でなされて、こういう変更となったのか、その辺がちょっとわからない。

○幹事（都市計画課長） この都市計画道路はかなり広幅員で決定をされておまして、その事業手法は、当初沿道周辺地域の土地区画整理を行いまして、そうした中で生み出していこうという計画であったというふうに伺っております。ところが、それぞれ地権者の方の御意向等ございまして、具体の事業の着手に至らなかったという状況になってまいりました。そうした中で、現在1車線道路しかないような非常に貧弱な道路でございまして、地域の商店街の方々もやはりこれでは活性化がままならないということで、事業手法を都市計画道路という道路単独の事業として整備をさせていただいて、周辺のまちづくりは別途皆さんが協議会をつくって考えていこうというふうに地域の方々の意思がここで決定したということから、こうして先行で行うことといたした次第でございます。

○議長（谷口） よろしいですか。むしろ早くしようと思ってこうされたって感じですよ、そういう意味ではね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、採決をしたいと思います。議第4979号の議案につきまして、採決をいたします。原案のとおり決定するということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。どうもありがとうございました。

今何かございますか。どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 先ほどの都市マスの策定年度ですけれども、決定の状況についてわかりましたので、ここでちょっとお知らせしておきます。

○議長（谷口） ありがとうございます。

○幹事（都市計画課長） 現在の都市マスは、平成9年5月策定しているものでございます。その中では特に生活拠点というような位置付けはございませんけれども、土地区画整理事業によって都市機能を整えるエリアになっておりまして、そういう意味では不整合な状態にはなってございません。

なお、申し添えますと、現在この「整備、開発及び保全の方針」の策定状況を踏まえて見直し作業を行っておりまして、制度上「整備、開発及び保全の方針」に即して定めなければならないという規定がございますので、既に桶川市のほうでは市民へのパブリックコメントも終了いたしまして、市長の決裁も終わって、現在県のほうの「整備、開発及び保全の方針」の決定を待つ状態ということになっております。

○議長（谷口） 後藤先生よろしいでしょうか。

○後藤委員 その「整備、開発及び保全の方針」の決定を待って都市マスを改定されるのですか。

○幹事（都市計画課長） 正式に改定します。

○後藤委員 わかりました。

○議長（谷口） よろしいでしょうか。

ほかに特にございませんようでしたら、以上をもちまして本日の審議というのはすべて終了したことになります。御協力どうもありがとうございました。

それでは、ここで議長の任を解かせていただき、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは、ここで南沢都市整備部長より御挨拶を申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 審議会委員の皆様には、幸手都市計画、桶川都市計画の6議案につきまして熱心な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。本日は今年度最後の都市計画審議会でもございました。県の都市計画審議会でも御審議いただく議案につきましては、都市計画決定権限の県から市町村への大幅な移譲が進んだこともあり、以前に比べましてかなり少なくなっております。

今年度の都市計画審議会は、本日を含め3回開催されまして19件の議案につきまして御審議を賜りました。まことにありがとうございました。市町村におきましても都市計画の決定権者として日々研鑽をされております。また、市町村からの相談に、また技術的な助言につきましても、県として努力をしてみたいというふうを考えております。おかげさまで県内各地において都市計画行政、建築行政などが着実に進展しております。改めて感謝申し上げます。県といたしましては引き続き社会経済の変化など、時代の要請を十分に勘案して都市計画行政を適切に推進するよう努めてまいります。委員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。まことにありがとうございました。

○事務局 それでは、以上をもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後3時29分 閉 会